

山梨県公報

号外第七十一号
平成十五年
十一月二十八日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例……………一七
- 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例……………一七

規 則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇

条例のあらまし

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(人事課)

- 1 平成十五年十二月期の期末手当の支給割合を、一・一五五分に引き下げることとした。
- 2 平成十六年度以降の期末手当の支給割合を、六月期については一・一〇月分と、二月期については二・三〇月分とすることとした。
- 3 1については平成十五年十一月一日から、2については平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(人事課)

- 1 平成十五年十二月期の期末手当の支給割合を、一・六〇月分に引き下げることとした。
- 2 平成十六年度以降の期末手当の支給割合を、六月期については一・六〇月分と、二月期については一・七〇月分とすることとした。
- 3 1については平成十五年十一月一日から、2については平成十六年四月一日から施行することとした。

行することとした。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(人事課)

- 1 給料表を、国家公務員の俸給表に準じて改定することとした。
- 2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三千五百円に引き下げることとした。
- 3 通勤手当について、次に掲げる改正を行うこととした。
 - (一) 交通機関等利用者について、六箇月を超えない期間を単位とした一括支給とし、かつ、一箇月当たりの全額支給の限度額を五万五千円に引き上げることとした。
 - (二) 四輪自動車以外の交通用具利用者について、片道が四十キロメートル以上の使用距離区分を四段階増設することとした。
- 4 異動保障に係る調整手当について、支給地域における在勤期間が六箇月を超えることを要件とすることとした。
- 5 初任給調整手当を、医療職(一)については三十万七千九百円に、医療職(一)以外の者については五万二百円に引き下げることとした。
- 6 平成十五年十二月期の期末手当の支給割合を、一・四五分に引き下げることとした。
- 7 平成十六年度以降の期末手当の支給割合を、六月期については一・四〇月分、十二月期については一・六〇月分とすることとした。
- 8 この条例は、平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、3、4及び7については、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(教育庁福利給与課)

- 1 給料表を、国家公務員の俸給表に準じて改定することとした。
- 2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三千五百円に引き下げることとした。
- 3 通勤手当について、次に掲げる改正を行うこととした。
 - (一) 交通機関等利用者について、六箇月を超えない期間を単位とした一括支給とし、かつ、一箇月当たりの全額支給の限度額を五万五千円に引き上げることとした。
 - (二) 四輪自動車以外の交通用具利用者について、片道が四十キロメートル以上の使用距離区分を四段階増設することとした。
- 4 医系教官に係る初任給調整手当を、五万二百円に引き下げることとした。
- 5 平成十五年十二月期の期末手当の支給割合を、一・四五分に引き下げることとした。
- 6 平成十六年度以降の期末手当の支給割合を、六月期については一・四〇月分、十二

月期については一・六〇月分とすることとした。

7 この条例は、平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、3及び6については、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（警察本部警務課）

1 給料表を、国家公務員の俸給表に準じて改定することとした。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三千五百円に引き下げることとした。

3 通勤手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 交通機関等利用者について、六箇月を超えない期間を単位とした一括支給とし、かつ、一箇月当たりの全額支給の限度額を五万五千円に引き上げることとした。

(二) 四輪自動車以外の交通用具利用者について、片道が四十キロメートル以上の使用距離区分を四段階増設することとした。

4 平成十五年十二月期の期末手当の支給割合を、一・四五月分に引き下げることとした。

5 平成十六年度以降の期末手当の支給割合を、六月期については一・四〇月分、十二月期については一・六〇月分とすることとした。

6 この条例は、平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、3及び5については、平成十六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十三号

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「百分の二百四十」を「百分の二百十五」に改める。

第二条 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の

通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中、「百分の二百二十五」を「百分の二百十」に、「百分の二百十五」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

第一条の規定は平成十五年十二月一日から、第二条の規定は平成十六年四月一日から施行する。

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十四号

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第二条 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

第一条の規定は平成十五年十二月一日から、第二条の規定は平成十六年四月一日から施行する。

平成十五年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十五号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中、「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。
第十四条の六第一項第一号中、「三十一万四千四百円」を「三十万七千九百円」に改め、同項第一号中、「五万八百元」を「五万二千元」に改める。

第三十二條第一項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十を」を「百分の百二十五を」に改め、同條第二項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「を」を「百分の百四十五」とあり、及び「に」、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
再任 用職 員以 外の 職員	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21			503,800	557,000
	22			507,300	561,600
	23			510,700	565,700
	24			514,100	569,800
再任 用職 員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
再任 用職 員以 外の 職員	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
	30			367,300				
再任 用職 員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
	41	320,200						
再任 用職 員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
再任 用職 員以 外の 職員	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任 用職 員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第六条関係）

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
	2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
	3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
	4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
	5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
	6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
	7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
	8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
	9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
	10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
	11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
	12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400
	13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
	14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
	15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
再任 用職 員以 外の 職員	16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
	17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800
	18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900
	19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	
	20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	
	21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	
	22	259,500	340,900	371,300	420,100		
	23	262,900	344,000	373,800	423,600		
	24	266,200	346,300	376,400	427,100		
	25	269,000	348,500	379,000			
	26	271,600	350,800	381,600			
	27	273,700	353,000				
	28	275,700	355,200				
	29	277,700	357,600				
	30	279,600	359,800				
	31	281,500	362,100				
	32	283,400	364,300				
	33	285,200					
	34	287,100					
	35	288,900					
	36	290,800					
	37	292,600					
	38	294,400					
	39	296,100					
再任 用職 員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「異動した場合」の下に、「(当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き六箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)」を加える。

第十五条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)(が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

第十五条第二項第二号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同号り中「以上」の下に「四十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- 又 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万千八百円
- ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万二千七百元
- ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万三千六百元
- ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 二万四千五百円

第十五条第二項第四号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項中「掲げる額」を「定める額」に、「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)及び同項の規定による額の合計額」を

「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)(が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 第十五条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項を次のように改める。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。第十五条第六項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月)をいう。
- 第三十二条第一項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。(最高号給を超える給料月額切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例又は山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十三年山梨県条例第四十七号）附則第三項若しくは第四項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第三十二条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項から第五項まで若しくは第三十四条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者）（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日がいずれか二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）（において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当）（山梨県職員給与条例第十六条第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（同条例第二十五条の二の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の一・〇五を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月

の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額に百分の一・〇五を乗じて得た額

6 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

（調整手当に関する経過措置）

7 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第十四条の四の規定の適用を受けている職員に対する調整手当の支給については、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十六号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「五万八千円」を「五万二千円」に改める。

第十二条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第二十二條第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「を「百分の百四十五」とあり、及び「に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	—	—	252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
	指定 1				684,000	
	指定 2				783,000	
再任用職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学及び短期大学に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
再任 用職 員以 外の 職員	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任 用職 員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
再任用職員以外の職員	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四（第五条関係）

教育職給料表（四）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	204,000	252,700	315,700	452,200
	2	169,500	212,300	265,600	330,600	463,400
	3	180,100	220,800	278,300	345,800	474,600
	4	191,400	230,200	292,300	360,700	485,800
	5	202,800	239,500	306,400	375,700	497,000
	6	209,700	251,900	320,200	386,600	508,200
	7	217,000	264,200	335,200	397,000	519,500
	8	224,800	276,600	350,100	407,700	529,800
	9	232,600	289,100	365,100	417,600	539,000
	10	240,700	302,100	376,000	429,300	548,100
	11	249,000	314,900	386,400	440,800	556,900
	12	257,200	327,700	396,900	452,300	565,900
	13	265,200	340,500	406,500	463,500	573,900
	14	272,700	353,100	415,600	474,700	580,400
	15	280,300	362,000	423,900	485,900	585,400
再任 用職 員以 外の 職員	16	287,500	370,900	431,900	497,100	590,000
	17	294,600	379,700	439,300	508,300	
	18	301,300	388,000	446,400	516,500	
	19	307,600	396,100	452,500	521,800	
	20	313,200	403,800	457,800	526,900	
	21	318,400	411,600	462,800	532,500	
	22	323,200	419,000	467,500	538,200	
	23	328,000	426,100	472,200	543,500	
	24	332,200	432,200	476,900	548,100	
	25	336,100	437,400	480,400	552,200	
	26	339,500	442,400	483,600		
	27	342,000	447,000	486,900		
	28	344,300	451,700			
	29	346,900	456,400			
	30	349,600	459,800			
	31	352,200	463,000			
	32	354,700	466,100			
	33	357,100				
	34	359,500				
	35	362,100				
	36	364,700				
	37	367,200				
再任 用職 員		252,200	301,700	326,800	403,600	482,000

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる教育職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下、「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十四条第二項第二号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同号り中「以上」の下に「四十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

又 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である教育職員 員 一万二千八百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である教育職員 員 一万二千七百円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である教育職員 員 一万三千六百円

ウ 使用距離が片道六十キロメートル以上である教育職員 員 一万四千五百円

第十四条第二項第四号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項中「掲げる額」を「定める額」に、「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二

分の二に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下、「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十四条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。第十四条第六項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 通勤手当を支給される教育職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該教育職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第二十一条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた教育職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に算入されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例又は山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十八号)附則第三項若しくは第四項及びこれらに基づき人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十一条第一項から第三項まで若しくは第六項若しくは第二十二條第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第四条第一項又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める教育職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに教育職員となつた者(同年四月一日に在職していた教育職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあっては、新たに教育職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において教育職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(山梨県学校職員給与条例第十四条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、へき地手当(同条例第十六条の三の規定による手当を含む。))及び特地勤務手当(同条例第十六条の五の規定による手当を含む。))並びに山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の一・〇五を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給

料を支給されなかつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある教育職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・〇五を乗じて得た額

6 他の教育職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十七号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中、「一万四千元」を、「一万三千五百円」に改める。

第三十条第一項中、「百分の百七十」を、「百分の百四十五」に、「百分の百五十を」を、「百分の百二十五を」に改め、同条第二項中、「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「を」を「百分の百四十五」とあり、及び「に」を「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

別表第一を次のように改める。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	—	—	—	231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000
	2	156,700	172,100	198,500	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任用職員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千元を超えるときは、支給単位期間につき、その額と五万五千元との差額の二分の一を五万五千元に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千元を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と五万五千元との差額の二分の一を五万五千元に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十六条第二項第二号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同号り中「以上」の下に「四十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

又 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員
二万八千八百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員
二万二千七百円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員
二万三千六百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 二万四千五百円

第十六条第二項第四号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項中「掲げる額」を「定める額」に、「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に依り、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二

分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等」の二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十六条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。第十六条第六項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第三十条第一項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十九号)附則第三項若しくは第四項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(及び第三項から第五項まで若しくは第三十二条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第四条第一項又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十二号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額)(以下この項において「基準額」という。)(から次に掲げる額の合計額)(人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)(に相当する額を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者)(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)(にあっては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)(において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(山梨県警察職員給与条例第十七条第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)(及び特勤勤務手当(同条例第二十二条の二の規定による手当を含む。)(の月額の合計額に百分の一・〇五を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・〇五を乗じて得た額

6 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

規 則

山梨県規則第八十六号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 183,700	円 201,200	円 226,300	円 254,600
	2	120,600	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	165,000	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,800	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	183,700	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	189,000	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	193,900	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	198,900	272,900	290,100	319,000	374,800
	18	204,200	277,500	293,600	323,300	382,300
	19	209,400	281,800	296,800	327,300	387,800
	20	214,500	285,400	299,700	331,000	392,800
	21	219,900	288,000	302,500	334,400	396,200
	22	224,900	290,300	305,100	337,500	399,700
	23	229,700	292,600	307,800	339,900	403,100
	24	234,500	294,600	310,200	342,400	406,500
	25	239,300	296,600	312,600	344,600	409,900
	26	243,400	298,500	314,700	347,000	413,300
	27	247,400	300,300	316,800	349,200	416,700
	28	251,200	302,200	318,700		
	29	254,400	304,000	320,900		
	30	256,700	305,900	323,100		
	31	258,800	307,700	325,100		
	32	260,700				
	33	262,000				
	34	263,400				
	35	265,000				
	36	266,700				
	37	268,300				
	38	270,000				
	39	271,500				
	40	273,100				
	41	274,700				
	42	276,400				
	43	277,900				
再任 用職 員		202,100	212,100	228,500	253,800	289,200

別表第四を次のように改める。

別表第四（第六条関係）

給料の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円（2号給にあつては5,427円、3号給にあつては5,593円、4号給にあつては5,764円、5号給にあつては5,935円、6号給にあつては6,120円、7号給にあつては6,331円、8号給にあつては6,547円、9号給にあつては6,817円）
2 級	8,000円
3 級	8,600円
4 級	9,200円
5 級	10,400円

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(給料の切替え等)

2 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条

例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の適用を受ける職員の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番